

【主任介護支援専門員更新研修についてのお知らせ】

H30年2月版

※平成29年厚生労働省令第48号及び「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正に伴い、変更点がありますのでご注意ください。

《主な変更点》

- ① 平成26年度の主任介護支援専門員研修修了者が経過措置対象者に追加されました。
- ② 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間は、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものとしますが、置換を希望しない場合は別段の申出により置き換えないことが可能となります。

平成28年度から主任介護支援専門員資格に更新制が導入され、新たに「主任介護支援専門員更新研修（46時間）」が創設されました。

◆目的

○主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。

1 主任介護支援専門員の有効期間について

- ・ 有効期間は主任介護支援専門員（更新）研修修了年月日から起算して5年間です。
- ・ 主任介護支援専門員更新研修を期間内に受講しない場合、主任介護支援専門員としての資格は失効し、再び主任介護支援専門員資格を取得するには主任介護支援専門員研修を受講し直す必要があります。
※ 主任介護支援専門員の資格が失効しても、有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの場合、一般の介護支援専門員としての実務に就くことは可能です。

2 主任介護支援専門員更新研修受講について

◆受講要件

受講対象者は、主任介護支援専門員研修を修了後、愛媛県内の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に対して、直近の過去5年以内に指導した実践事例が提出できる者であり、次の(1)～(4)のすべての条件に該当する方とします。

- (1) 主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する方
- (2) 介護支援専門員への助言・指導及び地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践への協力が可能な方
- (3) 主任介護支援専門員研修修了後、直近の過去5年以内に下記の①～⑤のいずれかに該当する方
- (4) 勤務先の所在する市町長から推薦を受けた方

	受講要件
①	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある方
②	地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修に年4回以上参加した方
③	日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある方
④	日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
⑤	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める方

※詳細な受講要件については募集要項等で確認してください。

※ 研修受講の際、自身の「介護支援専門員の指導・支援の実践事例」を事前に提出する必要があります。

◆受講時期

- 平成 18 年度～26 年度の主任介護支援専門員研修修了者は、研修受講に経過措置があります。

主任研修修了年度	主任介護支援専門員更新研修受講年度（初回更新時）
平成 23 年度以前 ・経過措置あり	平成 30 年度末（平成 31 年 3 月 31 日）までに主任介護支援専門員更新研修を修了することが必要です。H28, 29, 30 年度に受講
平成 24・25・26 年度 ・経過措置あり	平成 31 年度末（平成 32 年 3 月 31 日）までに主任介護支援専門員更新研修を修了することが必要です。H29, 30, 31 年度に受講
平成 27・28 年度 ・経過措置なし	主任介護支援専門員研修修了から 5 年が経過する前のおおむね 2 年の間に、主任介護支援専門員更新研修を修了してください。 ※H27 年度修了者…（H33.2.21 有効期間満了日） H28 年度修了者…（H34.3.9 有効期間満了日） ※H27、28 年度修了者の有効期間満了日は愛媛県での受講者のみ該当
平成 29 年度以降 ・経過措置なし	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間（5 年間）が満了する前のおおむね 2 年の間に、主任介護支援専門員更新研修を修了してください。

- 主任介護支援専門員更新研修修了前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合、まず介護支援専門員証を更新するための研修を修了し、証有効期間の更新手続きを行うことが必要です。

3 主任介護支援専門員資格の更新について

